

## 公園の有料サッカー教室にレッドカード、無許可で占拠

2013/11/21 12:10 | 日本経済新聞 電子版

無許可で公立公園を使用し、有料で子供向けサッカー教室を開く業者が各地で問題になっている。多くの自治体は営利目的での公園利用を禁止。職員が現場に出向いたり、看板を立てたりして警告するが、場所を移して活動を繰り返す業者もいる。住民からの苦情は後を絶たず、自治体は対応に苦慮している。

周辺で高層マンションの建設が続く東京都江東区の豊洲六丁目公園。今春、住民から「サッカークラブが広場の半分近くを占有している」との苦情が区に寄せられた。担当者が現場に赴くと、公園内に可動式のゴールを置き、コーチが未就学児や小学校低学年の子供を指導していた。

江東区は都市公園条例で、区民らの適正な利用を妨げないよう公園での無許可の営業行為を禁止している。サッカー教室は月謝制で企業が運営しており、区は営利目的と判断。8月ごろからは職員が毎週末、公園を訪れ、業者側に口頭で注意したり、「営業行為は禁止」と示した看板を立てたりした。

サッカークラブを運営する企業の担当者は、取材に対し「子供のためになる事業」と説明。公園での教室を今後も開く考えを曲げていない。区の担当者は「サッカー教室のせいで、一般区民の利用者が減ってしまった」と困惑。同じ業者が、ほかにも区内の公園2カ所で無断で教室を開いていることから、9月に地元警察署に相談した。

埼玉県上尾市も7月、市のホームページで無許可利用の事例を公表し、住民に対し、公園を利用した有料のサッカー教室に参加しないよう注意を促した。一部の業者は市が指摘するまで約2年間、毎週のように公園を許可なく使用。市が警告しても、町内会長らに「ボランティアで教室を開く」とうその説明をしたうえで「地元の許可をもらった」と反論するケースもあった。

愛知県知立市でも、2010年ごろから市内の公園で無許可のサッカー教室を開いていた業者を約1年半かけて撤退させた。注意しても場所を変えて活動を続けるなどしたため、今春、都市公園条例で営業行為の原則禁止を明文化した。

ただ、「業者が子供の保護者を取り込んでしまうことが問題を複雑化する」（同市都市計画課）。教室に参加すれば、業者に月謝を支払い、ユニホームなども購入するため、市の規制に反発する保護者も出ているという。

同課の担当者は「保護者の理解を得るためにも早い段階で食い止めたいが、場所を次々と変える業者とのいたちごっこに陥るケースが後を絶たない」と頭を抱えている。